

下関市監査委員公表第21号
令和6年(2024年)5月20日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 今 井 弘 文
同 秋 森 和 也
同 木 本 暢 一
同 田 中 義 一

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
福祉部	福祉政策課、生活支援課、長寿支援課、障害者支援課、保険年金課

2 監査の範囲

以下の期間における財務に関する事務の執行

福祉部
令和5年4月1日から令和6年1月31日まで

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、経済的、効率的かつ効果的に行われているか。

4 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。なお、監査は、下関市監査基準に準拠して実施した。

5 監査の期間

福祉部

令和6年3月1日から令和6年4月30日まで

6 監査の結果

監査した限りにおいて、財務に関する事務は、「7 指摘事項及び意見」に記載する事項を除き、重要な点において、おおむね適正に処理されていた。

7 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

福祉部 福祉政策課

[指摘事項]

- (1) 行政財産の目的外使用許可において、下関市行政財産使用料条例第3条第1項ただし書において規定されている使用料の延納については、平成24年1月19日付け管第81号管財課長通知にて「納入通知書を発送する場合は、納期限を納入通知書発送後30日以内とすることを可能にする。」と規定されているが、30日を超過して納期限を設定していた。また、文書決裁による延納の意思決定も行われていなかった。関係規定等に基づき適正に事務処理されたい。
- (2) 資金前渡に係る金銭出納帳の記帳について、資金前渡金の収納額及び払込額が記入されていない事例が見受けられた。下関市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。

[意見]

なし

福祉部 生活支援課

[指摘事項]

- (1) 土地の賃貸借契約に係る貸付料の収入事務において、市有財産賃貸借契約書第8条に「乙は、貸付料を別表に定める納入期限（以下「納入期限」という。）までに、甲の発行する納入通知書により甲に支払わなければならない。」と規定されているが、納入期限を過ぎて調定を行い、納入通知書を発行していた。適正に事務処理されたい。
- (2) 下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条第1項で「任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を、勤務時間の途中に置かなければならない。」と規定されているが、職員が週休日に6時間を超えて勤務した場合の時間外勤務命令において、休憩時間が短い事例が見受けられた。関係法令等に基づき、適正

	に勤務時間を管理されたい。 [意見] なし
福祉部 長寿支援課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
福祉部 障害者支援課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
福祉部 保険年金課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし

以上